

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領（令和5年度）の決定を次のように定める。

令和5年3月23日

内閣府政策統括官  
（経済社会システム担当）

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領（令和5年度）の決定

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領を別紙のように決定する。

附 則

本要領は、令和5年度4月1日から施行する。

(別紙)

## NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業 実施要領

### 第1 通則

特定非営利活動法人等被災者支援交付金（以下「交付金」という。）の実施については、NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金交付要綱（令和5年3月23日付け府政経シ第167号内閣総理大臣決定の別紙。以下「交付要綱」という。）によるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 第2 趣旨

交付金は、東日本大震災の復興支援及び被災者支援（以下「復興・被災者支援」という。）を行うNPO等（第3の2支援対象者において規定）による絆力（きずなりよく）※を活かした復興・被災者支援の取組や復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組を支援することにより、行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援の継続的な実施を図ることを目的とする。

※ 交付金及びNPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業（以下「本事業」という。）でいう「絆力（きずなりよく）」とは、東日本大震災の被災地等において、被災者と他の人々、特に被災者の生活再建等に深い関わりを持つ行政・支援者・地元住民等を結びつける力を指すものとする。

### 第3 事業の枠組み

#### 1 交付対象者

交付金は、岩手県、宮城県及び福島県（以下「3県」という。）に対し、3県からの申請に基づき交付する。

#### 2 支援対象者

(1) 本事業の支援対象者は、次に掲げるNPO等※とする。

※ 本事業でいう「NPO等」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織（事務所の所在地は問わない。）又は当該民間非営利組織が主体となった協議体をいう。

- ① 3県における復興・被災者支援に取り組むNPO等
  - ② 3県以外における3県からの避難者への支援に取り組むNPO等
  - ③ 原子力災害に係る風評被害対策に取り組むNPO等
  - ④ 復興・被災者支援を行うNPO等への支援に取り組むNPO（以下「中間支援組織」という。）等
- (2) (1)に該当する場合であっても、次に掲げるNPO等は、本事業の支援対象者とならないものとする。
- ① 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施しているNPO等
  - ② 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的とするNPO等
  - ③ 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にあるNPO等

### 3 事業の実施期限

本事業の実施期限は、令和5年度末とする。

### 4 各種助成金との併給調整

岩手県知事、宮城県知事及び福島県知事（以下「知事」という。）は、行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業を、本事業の支援対象としないものとする。ただし、他の補助事業の補助対象部分と非対象部分が明確に切り分けられる場合には、当該非対象部分については支出の対象とすることができる。

## 第4 事業区分及び事業内容等

### 1 NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援

#### (1) 助成対象となる取組の実施主体

- ① 助成対象となる取組（以下「助成対象取組」という。）の実施主体（以下「取組実施主体」という。）は、次に掲げる条件を満たすNPO等とする。
  - ア 情報開示がなされていること又は本事業の取組期間中に情報開示がなされる予定であること。
  - イ 継続的に活動を行う団体等であること。
  - ウ 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること又は本事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。
- ② 取組実施主体が協議体である場合は、①の条件に加え、次に掲げる条件を満たすものとする。

- ア 地方公共団体が構成員に含まれていること。
- イ 事業に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議体の規約又はそれに相当する文書において、以下の事項が定められていること。
  - a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
  - b 協議体の意志決定方法
  - c 協議体を解散した場合の地位の承継者
  - d 協議体の事務処理及び会計処理の方法
  - e その他協議体の運営に関して必要な事項
- ウ 規約又はそれに相当する文書に定めるところにより、助成対象取組の手続につき、複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

## (2) 助成の内容

NPO等が行う、3県における復興・被災者支援の取組、3県以外における3県からの避難者への支援の取組、原子力災害に係る風評被害対策の取組及び復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の取組に対して、その経費の一部を助成する。

## (3) 助成対象となる経費

助成対象となる経費は、当該事業の実施に必要な人件費（実施主体が協議体である場合、行政機関の職員に係る人件費を除く。）、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、委託費等とする。

なお、NPO等の運営に必要な経常的な経費については対象から除くものとする。また、助成対象取組に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとするが、やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該取組の趣旨に合致するとともに、当該取組の実施に当たって真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、上限額は一つの取組につき、その助成額の1/2以内とする。

## (4) 助成対象取組

助成対象取組は、(2)の取組として具体的には下記のア～エに該当する取組とする。

- ア 被災者等の見守りやカウンセリング、震災により日常生活に支障を来たしている被災者等の支障を軽減するためのサポートといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組
- イ 災害公営住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等

との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組（ただし、将来の災害の備えや地域振興策に係る取組は除く。）

ウ 原子力災害により避難した方々の避難先での交流、帰還に向けた活動、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取組

エ 復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等により支援する取組（中間支援の取組）

#### (5) 採択要件

- ① (4)に掲げる内容に該当し、復興・被災者支援に当たって必要かつ優先度が高い取組であって、その取組手法が適切であると認められること。
- ② 事業実施年度以降、本事業による助成を受けなくても継続が見込まれる取組であること。その他詳細な採択要件については、地域の状況等に応じて知事が定めるものとする。

#### (6) 国費率及び県、取組実施主体の負担額

- ① 国費は事業費の2/3以内とする。
- ② 一取組の国費の上限は、500万円から1,000万円までの範囲において知事が定める額とする。ただし、事業実施年度の前年度以前に本事業による助成を受けたことのある取組実施主体における一取組の国費の上限は、これより低い額で、別に知事が定めるものとする。
- ③ 事業費の1/10以上について、取組実施主体の自己負担とし、事業費より国費相当額、取組実施主体負担額を除いた残額は県の負担とする。  
なお、取組実施主体の自己負担については、会費、寄付金、助成金等による現金収入を充てることとするが、当該現金収入（本事業への充当が適当でないと認められる収入は控除する。）のみでは自己負担額が不足する場合に限り、取組実施主体以外から提供される、助成対象取組に係る無償の役務や物資等を金額換算したものも自己負担額として加算することを認めることとし、その範囲及び金額換算の基準（単価設定等）については、知事が定めるものとする。

#### (7) 実施手順

##### ① 申請

助成を受けようとするNPO等は、申請書に関係書類を添えて、主たる取組の対象となる県に申請を行う。なお、3県以外における3県からの避難者への支援の取組を行う場合は、当該避難者の出身県の大半を占める県に申請を行う。知事は、提出された申請書をそれぞれの審査委員会に提出する。

② 助成対象取組の選定

第5に規定する審査委員会が申請書の審査を行い、助成対象取組の候補を選定する。

なお、前年度に選定した団体の取組を採択する場合は、原則として、前年度の取組から発展した取組等を採択すること。

③ 助成

知事は、助成対象取組及び助成額を決定し、取組実施主体に助成する。

④ 報告

知事は、助成対象取組の決定後速やかに、その内容を別記様式1により国に報告する。

また、知事は、取組実施主体に対し、取組終了後速やかに成果の取りまとめと自己評価を実施させ、知事に報告書を提出させるものとする。

⑤ 受益者等からの評価の実施

知事は、取組実施主体が実施する取組について、国が別に示す様式を参考に、受益者等の協力のもと受益者等からの評価アンケートを実施するよう取組実施主体に対し求めるとともに、評価アンケートの結果を取りまとめ、別記様式2により国に報告する。なお、受益者等からの評価アンケートを実施することが困難な取組実施主体については、知事にその理由を提出させるものとする。

また、知事は、受益者等からの評価アンケートの実施内容、実施方法、実施数等について、取組実施主体と事前に調整を行うものとする。

(8) 不正行為への対応

知事は、取組実施主体において、助成金の他の用途への使用、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令への違反等の不正の疑いがあると認められる場合は、事実関係を調査した上で、必要に応じ助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すなど、厳正に対応するものとする。

2 復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化

(1) 実施主体

実施主体は、3県とする。なお、実施方法として、3県自ら実施することのほか、3県が中間支援組織等に委託して実施することも認める。

(2) 内容

- ① 復興・被災者支援を行うNPO等が支援者（民間企業、学識経験者、専門家等）や他の復興・被災者支援を行うNPO等と結びつくためのマッチ

ング・交流及びNPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報の収集や提供等を実施する。

② 本事業を実施するために必要な次に掲げる事務を実施する。

ア 審査委員会に関する事務

イ 評価の実施に関する事務

ウ 成果の取りまとめ及び普及に関する事務

エ その他本事業を適切かつ円滑に実施するために必要な事務（第4の1（7）⑤の受益者等からの評価の実施に係るものを含む）

（3）対象経費

対象経費は、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化の取組の実施に必要な人件費（行政機関の恒常的職員に係る人件費を除く。）、諸謝金（ただし、第4の1（7）⑤の受益者等からの評価の実施に係る諸謝金は含まない。）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、委託費等とする。なお、中間支援組織等の運営に必要な経常的な経費については対象から除くものとする。

（4）国費率

復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化の取組事業費の2/3以内とする。

## 第5 審査委員会

### 1 設置・構成

知事は、本事業の公平かつ効果的な実施のため、学識経験者、NPO等、金融機関、税務・会計の専門家等から構成する審査委員会を設置するものとする。

### 2 審査委員会の役割

審査委員会は、第4の1の助成対象取組の選定及び本事業全体の進捗状況の把握・評価を行う。また、その他実施計画書の検討等、事業を効果的に実施するための指導・助言を行うことができる。

### 3 運営

（1）助成対象取組の選定に関して、委員が申請者と利害関係にある場合には、当該申請案件の審査に参加しないものとする。

（2）審査委員会は、その議事内容及び決定事項等について、速やかに知事に報告するものとする。

（3）知事は、審査委員会の決定等を最大限に尊重するものとする。

（4）その他具体の運営方法については、知事が定めるものとする。

## 第6 事業の評価結果の報告と成果の普及

1 評価結果の報告

知事は、交付要綱第7条に定めるところにより行った評価の結果について、審査委員会へ報告するものとする。

2 成果の普及

知事は、取組実施主体等による事業の報告会等の開催等を通じて、事業による成果の普及を行うものとする。

第7 その他

知事は、事業の実施に当たり、本実施要領に規定する内容の範囲内で実施要領を制定するものとする。

別記様式1

番 号  
令和 年 月 日

内閣府政策統括官（経済社会システム担当） 宛

〇〇県知事  
氏 名

令和 年度NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした  
復興・被災者支援事業交付金  
NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援  
の助成対象取組について  
（第 回報告）

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金により実施する、NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援について、下記のとおり助成対象取組を決定したので、NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興・被災者支援事業交付金実施要領第4の1の（7）の④の規定に基づき報告します。

記

- 1 助成対象取組決定の日付  
令和 年 月 日
- 2 助成対象取組の件数： 件
- 3 助成対象取組の概要（別紙のとおり）

（備考）

- ・用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- ・助成対象取組の一覧表（事業名、取組実施主体、取組実施地域、取組分野（第4の1（4）のア～エの該当区分）、取組概要、事業費（国、県、取組実施主体別）が記載されているもの）も合わせて提出すること。

(別紙)

## 助成対象取組の概要

整理番号	〇〇 ( 県第 回報告)
事業名	
取組実施主体と役割分担	・取組実施主体が協議体の場合は、全ての構成員を記載するとともにその役割について記載してください。
取組実施地域	
取組分野	・取組分野 (①被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、②コミュニティ形成等の復興に向けた取組、③原子力災害からの復興に向けた取組、④中間支援) について該当するものを記載してください。
取組概要	・事業の目的や取組内容について記載してください。
事業費とその内訳	・事業費の総額及びその事業費の内訳 (人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、委託費等) について記載してください。
見込まれる成果	・事業によって見込まれる成果について、直接的な効果 (アウトプット) と波及的効果 (アウトカム) の観点から簡潔に記載してください。
事業実施年度以降の方針	・助成終了後の活動計画について可能な範囲で記載してください。 ・自己負担とする資金の調達方法及び事業実施年度以降本事業による助成を受けなくても取組を継続させるために必要な資金調達方法を、助成金、寄附金等の手段別に具体的に記載してください。
備考	

(備考) 今回決定した全ての助成対象取組について、1枚に1件ずつ記載してください。

別記様式2

番 号  
令和 年 月 日

内閣府政策統括官（経済社会システム担当） 宛

〇〇県知事  
氏 名

令和 年度NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興・被災者支援事業  
交付金

NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援に係る  
助成対象取組の受益者等評価アンケートについて（報告）

NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金により実施した、NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援に係る助成対象取組の受益者等評価アンケートについて、NPO等の絆力（きずなりよく）を活かした復興・被災者支援事業交付金実施要領第4の1の（7）の⑤の規定に基づき報告します。

記

- 1 受益者等評価アンケートを実施した助成対象取組数（総数及び取組分野別数）
- 2 添付書類
  - (1) 受益者等評価アンケートの取りまとめ総括表
  - (2) その他参考となる資料

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。